５　設立団体が定める地方独立行政法人に対する中期目標（骨子案）

長崎市第四次総合計画・前期基本計画（H23 年度～H27 年度）

まちづくりの方針Ｆ

私たちは「人にやさしく、地域でいきいきと住み続けられるまち」をめざします

基本施策Ｆ９　安心できる医療環境の充実を図ります

５年後に目指す姿　**市民が安心して適切な医療を受けることができる。**

【基本方針】

◎一人でも多くの命を救うため、救急体制の充実・強化を図ります。

◎市民が安心して生活できる環境を整備するために、夜間・休日の救急医療体制の整備・充実や離島・へきち等における医療に取り組みます。

◎医療機能の分化や連携を推進し、市民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保します。

◎平成 26 年 2 月開院予定の新市立病院では、高度・急性期医療の充実、他の医療機関との機能分担、医療従事者を惹きつけるマグネットホスピタル及び持続可能な健全経営基盤の確立を理念とし、運営します。（新市立病院の基本理念）

個別施策 F9-1　救急医療体制の充実を図ります

５年後に目指す姿　救急医療体制が適切に整備されている。

【基本方針】

◎夜間や休日、年末年始に救急患者が医療を受けられる体制を確保します。

【事業展開】

□新市立病へのＥＲ型救命救急センターの整備

個別施策 F9-2　地域医療提供体制の充実を図ります

５年後に目指す姿　医療提供体制が適切に整備されている。

【基本方針】

◎地域医療支援病院をはじめとする医療機関相互の連携や機能分担を推進するとともに、市民への適切な受診行動について普及・啓発を行います。

【事業展開】

□新市立病院における地域医療支援病院機能の強化

個別施策 F9-3　医療従事者の確保を図ります

５年後に目指す姿　医療機関が適正な数の医療従事者を確保している。

【基本方針】

◎長崎県や長崎大学病院等と連携し医師の確保に努めます。

【成果指標】

市立病院における医師数（2 病院）

７６人（22 年度）⇒９２人（28 年度）

【事業展開】

□新市立病院におけるマグネットホスピタルとしての機能強化

地方独立行政法人長崎市立病院機構中期目標（骨子案）

○　中期目標の期間　４年（理事長の任期を考慮）

１　診療機能の充実

◎良質かつ適切な医療の提供

⑴　高度・急性期医療の充実
- 救急医療体制の充実
- 高度・専門医療の充実
- 周産期医療の充実

⑵　他の医療機関との連携強化
- 地域医療支援病院の機能強化
- 診療情報の共有化

⑶　安心安全で信頼できる医療の提供
- 医療安全対策の徹底等

⑷　市立病院としての機能発揮
- 災害拠点病院の機能強化
- 感染症、透析医療の堅持
- 県・市の福祉保健部門との連携強化

２　人材の確保・育成強化

⑴　マグネットホスピタルとして機能発揮
- 医療スタッフの確保
- 適切な人材評価による処遇改善
- 職員採用の柔軟化

⑵　医療スタッフの育成
- 研究・研修事業の強化（ソフト・ハード）
- 資格取得に対する支援強化

３　住民・患者サービスの向上

◎安全安心な医療の提供とサービス向上

⑴　患者中心の医療の提供

⑵　住民・患者への適切な情報発信（ホームページの充実等）

⑶　患者ニーズへの対応の迅速化（患者の利便性向上）

⑷　職員の接遇強化

⑸　ボランティアとの協働

⑹　適正な情報管理と情報公開

４　安定的な経営基盤の確立

◎業務の改善・効率化と経営改革（持続可能な経営基盤の確立）

⑴　組織体制の充実・連携強化
- ＰＤＣＡサイクルの徹底による業務評価の推進
- 事務部門のレベルアップ

⑵　収益の確保と費用の節減
- 収益の確保
- 費用の縮減

◎財務内容の改善（収支計画及び資金計画等）

◎新市立病院整備運営事業の継続的推進

中期目標の法定事項（法第２５条）

①　中期目標の期間

②　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

③　業務運営の改善及び効率化に関する事項

④　財務内容の改善に関する事項

⑤　その他業務運営に関する重要事項

地方独立行政法人長崎市立病院機構定款（第１条：目的）

（目的）

第１条　この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき、長崎市における医療の提供、医療に関する研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全かつ安定的に提供し、もって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。